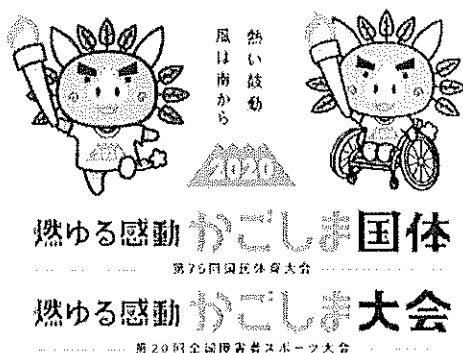


第 75 回国民体育大会
第 20 回全国障害者スポーツ大会

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
いちき串木野市実行委員会
第 3 回 総務・企画専門委員会

○本市開催分 会場：市総合体育館

年	大会名・競技名	会 期
2019	南部九州高校総体 バスケットボール競技	7月28日(日)～8月2日(金)
	第75回国民体育大会リハーサル大会 バレーボール競技	9月22日(日)・23日(祝・月)
2020	第20回全国障害者スポーツ大会『燃ゆる感動かごしま大会』 車いすバスケットボールリハーサル大会	5月16日(土)～17日(日)
	第75回国民体育大会『燃ゆる感動かごしま国体』 ○デモンストレーションスポーツ(少林寺拳法)	7月26日(日)
	○デモンストレーションスポーツ(3B体操)	9月13日(日)
	○バレーボール競技(成年男子)	10月4日(日)～7日(水)
	○バスケットボール競技(少年女子)	10月8日(木)～12日(月)
	第20回全国障害者スポーツ大会『燃ゆる感動かごしま大会』 車いすバスケットボール(身)	10月24日(土)～25日(日)
2020 (参考)	東京オリンピック	7月24日(金)～8月9日(日)
	東京パラリンピック	8月25日(火)～9月6日(日)



日時：令和2年3月12日(木) 13:30～
場所：市役所市来庁舎 3階第1・2会議室

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会
第3回 総務・企画専門委員会 会次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

- (1) いちき串木野市識別用品整備要項（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～2
- (2) いちき串木野市開催競技運営従事者に係る旅費等支給規定（案）・・ P 3～4
- (3) いちき串木野市開催競技会場設計について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10～14

4 報告事項

- (1) いちき串木野市協賛申込状況、大会運営ボランティアの登録状況について
・・・・・・・・ P 15

5 その他

6 閉 会

○参考資料

- ・ 第75回国民体育大会（鹿児島県）宿泊要項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～9
- ・ いちき串木野市協賛取扱要項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16～18
- ・ いちき串木野市ボランティア募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19～20

3. 協議事項（1）

燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」（以下「大会」という。）において、いちき串木野市で開催する競技会の円滑な運営を図るため、従事する役員及び係員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素及び効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

- (1) IDカード（カードケースを含む。）
- (2) 服飾品（帽子及びジャンパーをいう。）
- (3) その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素及び効率化を考慮して、IDカードのみの配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技補助員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道関係者
- (9) その他実行委員会が必要と認める者

4 着用

配布対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。ただし、競技団体と実行委員会が協議のうえ、着用しないことができるものとする。

5 デザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定するものとし、大会に従事する配布対象者の識別を図ることができるものとする。

6 競技共催市との協議による整備

他市と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市と協議のうえ定める。

7 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

3. 協議事項(2)

燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市開催競技 運営従事者に係る旅費等支給規定(案)

(目的)

第1条 この規定は、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」(以下「大会」という。)において、いちき串木野市で開催する運営従事者に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。ただし、他の市と大会を共催し、別に当該旅費等の支給に関する規定等を設ける場合については、この限りではない。

(支給対象者)

第2条 大会運営従事者のうち、この規定で定める旅費等の支給対象者は、次のとおりとする。ただし、支給対象者であっても、別に旅費等の支給を受ける場合については、この限りではない。

- (1) 競技役員
- (2) 競技補助員及び引率者

(支給対象期間)

第3条 旅費等の支給対象期間は次のとおりとする。

- (1) 競技及び公式練習を実施する期間
- (2) 競技運営業務上、実行委員会が必要と認めた期間

(支給基準)

第4条 支給する旅費等の支給基準は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。

(その他)

第5条 この規定に定めのない事項については、別に定めることとする。

附 則

この規定は、令和2年 3月 13日から施行する。

【別表（第4条関係）】旅費等の支給基準

区分	支給基準		
	支給区分	支給額	説明
競技役員及び引率者	交通費	市内	支給しない
		県内 (市外)	実費 相当額
		県外	
	宿泊費	定額	<ul style="list-style-type: none"> ・第75回国民体育大会（鹿児島県）宿泊要項に定める額を支給できる。 ・ただし、入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。 ・支給日数は、実働日数を上限とする。 ・宿泊は、競技運營業務上、実行委員会が必要と認めた場合を除き、県外役員に限る。
諸費	支給しない		
競技補助員	交通費	市内学校 在学者	支給しない
		市外学校 在学者	実費 相当額
	宿泊費	支給しない	
	諸費	支給しない	

※ 市外の競技補助員が競技会場まで計画輸送を利用した場合は、交通費を支給しないこととする。

※ 鹿児島県又は競技団体より交通費、宿泊費、諸費が支弁された場合は、支給しない。

※ 実働日数は、従事計画に基づくものとする。

第75回国民体育大会（鹿児島県） 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第75回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「市町村実行委員会」という。）は、第75回国民体育大会合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

合同配宿本部は、競技団体、ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舍の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたり、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舍の選定及び確保

宿舍の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、県内外近隣市町村の旅館等及び研修所等、宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舍は、競技会場、練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舍は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、または近隣の宿舍に配宿する。
- (4) 1人の宿舍に要する広さは、 3.3 m^2 （2畳）以上とする。
- (5) 合同配宿本部が指定する宿舍の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は下記の料金範囲内とする。ただし、大会役員等が、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業施設	税抜	3,000 円 ~ 15,000 円 ^{※1}	2,100 円 ~ 10,500 円 ^{※2}	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	8%	3,240 円 ~ 16,200 円	2,268 円 ~ 11,340 円	
	10%	3,300 円 ~ 16,500 円	2,310 円 ~ 11,550 円	

※1 「1 泊 2 食」料金(税抜)は 500 円刻みとする。

※2 「素泊まり」料金(税抜)は「1 泊 2 食」料金(税抜)の 70%相当 (100 円未満は切り上げ) 額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、朝食、夕食ともに前日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舍と協議して決定する。

ア 夕食欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額 (100 円未満切上げ) とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜)

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額 (100 円未満切上げ) とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	2400 円 ~ 12,000 円	2,700 円 ~ 13,500 円
	税込(8%)	2,600 円 ~ 13,000 円	3,000 円 ~ 14,600 円
	税込(10%)	2,700 円 ~ 13,200 円	3,000 円 ~ 14,900 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舍の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者(宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ)が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不 要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金(税抜)の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の100%	

(注) ・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が競技敗退後、または荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日または競技会期短縮決定日 当日の宿泊の取消し	100%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日 の翌日以降の宿泊の取消し	不 要	

ウ 宿泊申し込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者または当該宿舎へ直接支払うものとする。

また、宿泊責任者または本人が宿泊料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2020年9月8日(火)15時から2020年9月21日(月)10時まで及び2020年9月29日(火)15時から2020年10月14日(水)10時までとする。

ただし、選手・監督、競技会役員及び競技役員においては、参加する競技の開始日の4日前の15時から、競技終了翌日の10時までとする。

7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。
なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。
また、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、第75回国民体育大会実施要項（以下「大会実施要項」という）に定める人員を超える宿泊申込は認めない。
- (2) インターネット等による宿泊申込は、実施要領に定める申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込がなかった場合は、実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舍決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。
ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。
なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあっては、宿泊責任者が、直接当該宿舍へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申し出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全、安心で栄養バランスが良く、豊かな自然に恵まれた鹿児島県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、大会参加者の希望により、県実行委員会または会場地実行委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。
なお、金額については、次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当(お茶を含む)	税抜	900 円以内
	税込(8%)	972 円以内
	税込(10%)	990 円以内
その他	別途定める金額	

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

3. 協議事項 (3)

いちき串木野市開催競技会場設計について

平成 31 年 4 月 25 日の第 3 回総会以降、競技会場周辺の仮設物の配置について、以下のとおり変更を行いました。

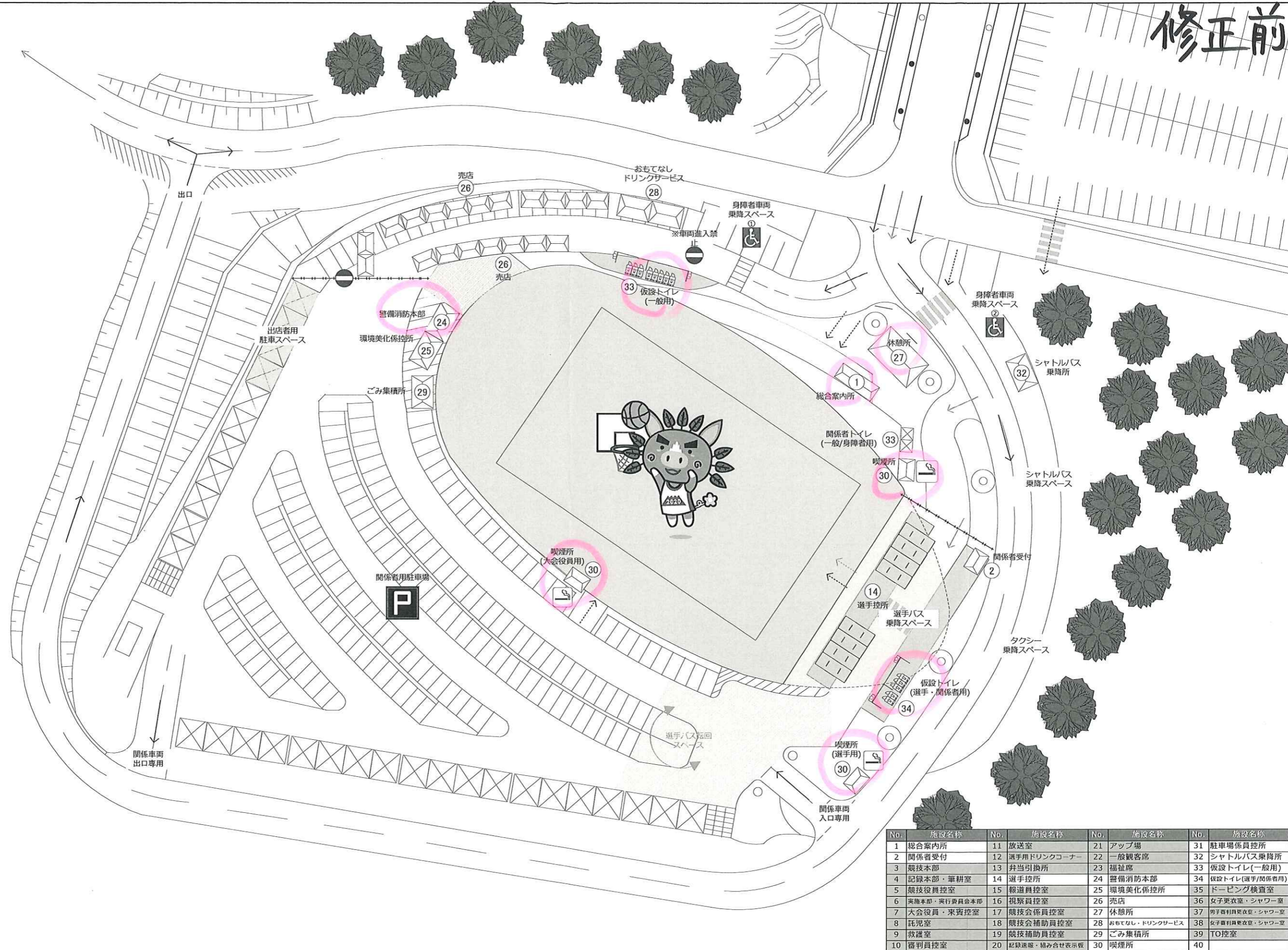
(昨年開催された、インターハイバスケットボール競技大会時の会場設営等を参考にしております。)

- (1) 市総合体育館の敷地内は「全面禁煙」とし、「喫煙所」を撤去した。【P11】
- (2) 「㉔警備消防本部」のテントを撤去し、競技会場内にある「㉔実施本部」【P13、P14】と同室に設置し供用とする。
なお、消防警備係は市消防職員を配置し、競技会場内外で従事を行い、併せて、救急車両 1 台を常時配備することとした。
- (3) 「㉔輸送本部」について、シャトルバス乗降所横に新たに設置した。【P12】
- (4) 総合体育館側面ガラス部分に、縦 3 m×長さ 20m の国体・障スポ PR 用 Cutting シート装飾が貼ってあり、大会期間中、その装飾を隠さないように「㉑総合案内所」及び「㉗休憩所」を移設した。【P11、P12】
- (5) 「㉓仮設トイレ (選手・関係者用)」【P11】を撤去し、総合体育館内のトイレを利用していただくこととした。
- (6) 「㉓仮設トイレ (一般用)」を移設した。【P11、P12】

※なお、今後も必要に応じ、変更が生じる場合があります。

修正前

- ← - - - 一般来場者動線
- ← - - - 関係者動線
- ← - - - 身障者用動線
- ← - - - 選手動線



No.	施設名称	No.	施設名称	No.	施設名称	No.	施設名称
1	総合案内所	11	放送室	21	アップ場	31	駐車場係員控所
2	関係者受付	12	選手用ドリンクコーナー	22	一般観客席	32	シャトルバス乗降所
3	競技本部	13	弁当引換所	23	福祉席	33	仮設トイレ(一般用)
4	記録本部・筆耕室	14	選手控所	24	警備消防本部	34	仮設トイレ(選手/関係者用)
5	競技役員控室	15	報道員控室	25	環境美化係控所	35	ドーピング検査室
6	実施本部・実行委員会本部	16	視察員控室	26	売店	36	女子更衣室・シャワー室
7	大会役員・来賓控室	17	競技会係員控室	27	休憩所	37	男子審判員更衣室・シャワー室
8	託児室	18	競技会補助員控室	28	おもてなし・ドリンクサービス	38	女子審判員更衣室・シャワー室
9	救護室	19	競技補助員控室	29	ごみ集積所	39	TO控室
10	審判員控室	20	記録速報・組み合わせ表示板	30	喫煙所	40	

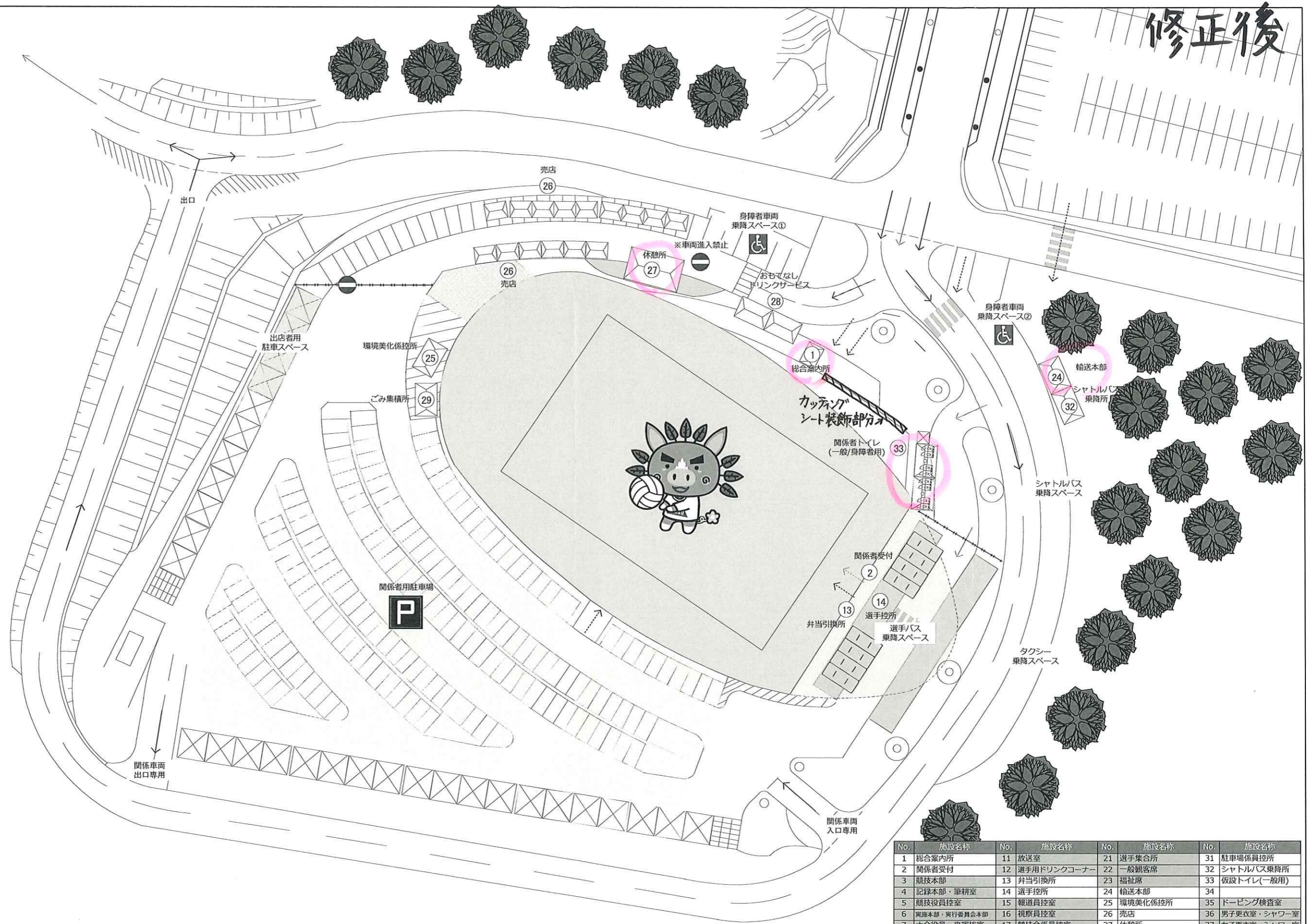
燃ゆる感動がごしま国体
いちき串木野市開催競技



競技名	少年女子バスケットボール競技	縮尺	S=1/600(A3)
図面名	体育館拡大図(いちき串木野市総合体育館)	修正日	2019/04/19

修正後

- ← - - - 一般来場者動線
- ← - - - 関係者動線
- ← - - - 身障者用動線
- ← - - - 選手動線

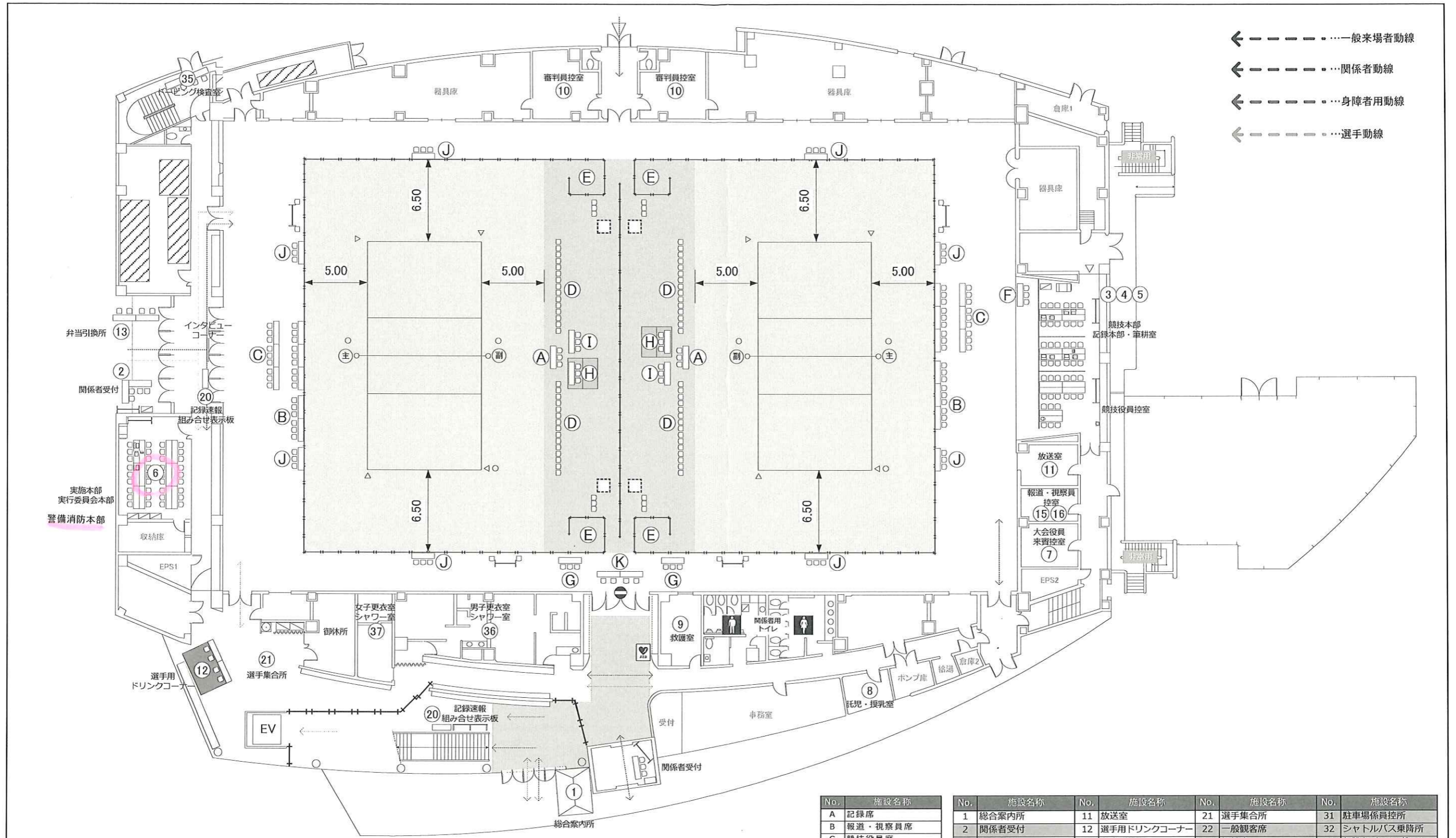


No.	施設名称	No.	施設名称	No.	施設名称	No.	施設名称
1	総合案内所	11	放送室	21	選手集会所	31	駐車場係員控室
2	関係者受付	12	選手用ドリンクコーナー	22	一般観客席	32	シャトルバス乗降所
3	観技本部	13	弁当引換所	23	福祉席	33	仮設トイレ(一般用)
4	記録本部・審判室	14	選手控室	24	輸送本部	34	
5	観技役員控室	15	報道員控室	25	環境美化係控室	35	ドーピング検査室
6	実施本部・実行委員会本部	16	視察員控室	26	売店	36	男子更衣室・シャワー室
7	大会役員・来賓控室	17	観技会係員控室	27	休憩所	37	女子更衣室・シャワー室
8	託児室	18	観技会補助員控室	28	おもてなし・ドリンクサービス	38	
9	救護室	19	観技補助員控室	29	ごみ集積所	39	
10	審判員控室	20	記録速報・組み合せ表示板	30		40	

燃ゆる感動かごしま国体
いちき串木野市開催競技

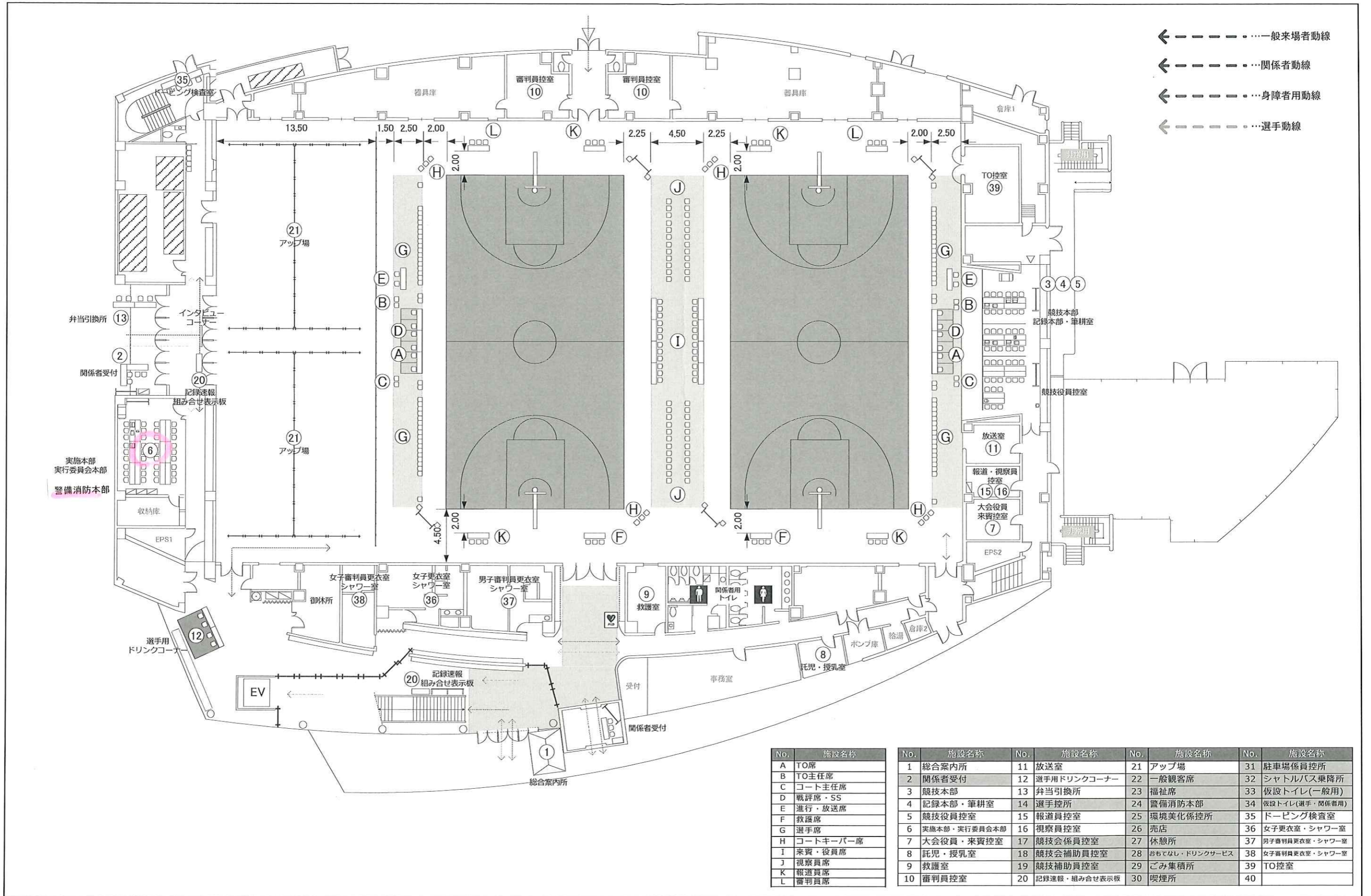


競技名	成年男子バレーボール競技	縮尺	S=1/600(A3)
図面名	体育館拡大図<いちき串木野市総合体育館>	修正日	2020/02/18



No.	施設名称	No.	施設名称	No.	施設名称	No.	施設名称
A	記録席	11	放送室	21	選手集合所	31	駐車場係員控所
B	報道・視察員席	12	選手用ドリンクコーナー	22	一般観客席	32	シャトルバス乗降所
C	競技役員席	13	弁当引換所	23	福祉席	33	仮設トイレ(一般用)
D	コートベンチ	14	選手控所	24	輸送本部	34	
E	ウォームアップエリア	15	報道員控所	25	環境美化係控所	35	ドーピング検査室
F	放送進行席	16	視察員控所	26	売店	36	男子更衣室・シャワー室
G	救護席	17	競技会係員控所	27	休憩所	37	女子更衣室・シャワー室
H	審判長席	18	競技会補助員控所	28	おもてなし・ドリンクサービス	38	
I	審判席	19	競技補助員控所	29	ゴミ集積所	39	
J	チーム記録席	20	記録速報・組み合わせ表示板	30		40	
K	競技補助員席						

燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市開催競技		競技名	成年男子バレーボール競技	縮尺	S=1/300(A3)
		図面名	1階平面図(2コートver.)<いちき串木野市総合体育館>	修正日	2019/12/11



No.	施設名称	No.	施設名称	No.	施設名称	No.	施設名称
A	TO席	11	放送室	21	アップ場	31	駐車係員控所
B	TO主任席	12	選手用ドリンクコーナー	22	一般観客席	32	シャトルバス乗降所
C	コート主任席	13	弁当引換所	23	福祉席	33	仮設トイレ(一般用)
D	戦評席・SS	14	選手控所	24	警備消防本部	34	仮設トイレ(選手・関係者用)
E	進行・放送席	15	報道員控所	25	環境美化係控所	35	ドーピング検査室
F	救護席	16	視察員控所	26	売店	36	女子更衣室・シャワー室
G	選手席	17	競技会係員控所	27	休憩所	37	男子審判員更衣室・シャワー室
H	コートキーパー席	18	競技会補助員控所	28	おもてなし・ドリンクサービス	38	女子審判員更衣室・シャワー室
I	来賓・役員席	19	競技補助員控所	29	ごみ集積所	39	TO控所
J	視察員席	20	記録速報・組み合わせ表示板	30	喫煙所	40	
K	報道員席						
L	審判員席						

燃ゆる感動かごしま国体
いちき串木野市開催競技



競技名	少年女子バスケットボール競技	縮尺	S=1/300(A3)
図面名	1階平面図(2コートver.)<いちき串木野市総合体育館>	修正日	2020/01/06

4. 報告事項(1)

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会

○協賛企業・団体申込状況一覧

(令和2年3月2日現在)

	企業・団体名	物品			資金 (円)	総額 (円)
		名称・数量	単価 (円)	相当額 (円)		
1	濱田酒造(株)				300,000	300,000
2	吉村醸造(株)	醤油 50 本	150	7,500	10,000	17,500
3	(株)満留建設				100,000	100,000
4	留盛自動車(株)	車 2 台 (貸与)	750,000	1,500,000		1,500,000
5	串木野建設工業 (株)				100,000	100,000
6	小瀬塗装店	太陽国体時の 鉢塗装 20 個	3,000	60,000	30,000	90,000
7	串木野ロータリ ークラブ	プラッター 2 個 (太陽国体時花 鉢塗装含む)	53,649	107,298		107,298
8	ハマベ鉄工設備				50,000	50,000
9	串木野建築協会				50,000	50,000
10	串木野ライオン ズクラブ	車椅子 10 台	30,000	300,000		300,000
				1,974,798	640,000	2,614,798

○大会運営ボランティア登録者数

(令和2年3月2日現在)

登録方法	人数
個人登録	25人
グループ(団体)登録	11グループ、107人
計	132人

燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、「いちき串木野市市民運動推進基本計画」に基づき、企業、団体等及び個人から協賛の申し出があった場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し出たときは、その資金を大会等の広報啓発、歓迎装飾及び大会運営に要する諸物品に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付け、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の目的に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの、公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関わるものであると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示をすることが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさなどについて、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(様式第1号)

協 賛 申 込 書

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
いちき串木野市実行委員会 会長 田畑 誠一 様

(申込者)

住 所

団体等名

氏 名

㊟

代表者名

電話番号

いちき串木野市で開催される燃ゆる感動かごしま国体等の開催趣旨に賛同し、
下記のとおり協賛を申し込みます。

記

協賛物品等	規格	数量	単価	総額(相当額)

引渡予定年月日	年 月 日
---------	-------

【担当者】※企業、団体等の場合記入ください。

所属	
氏名	
電話	
FAX	
メール	

(様式第2号)

協 賛 受 領 書

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会
いちき串木野市実行委員会
会長 田畑 誠一

いちき串木野市で開催される燃ゆる感動かごしま国体等に係る協賛物品等を
下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	規格等	数量	単価	総額(相当額)	協賛方法
					<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与
					<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与
					<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与
					<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与
					<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与

受領年月日	年 月 日
-------	-------

燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、「いちき串木野市市民運動推進基本計画」に基づき、運営を支え、全国から訪れる選手・監督、大会関係者及び一般観覧者を心のこもったおもてなしで温かくお迎えしていただけるボランティアの募集について、必要な事項を定める。

2 募集主体

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 募集期間

2019年から実行委員会が必要と認める期間まで

4 募集人員

100名程度

5 募集要件

いちき串木野市に在住・在勤・在学の個人又は団体で、活動期間中に中学生以上であること。ただし、応募時点で18歳未満の方は、保護者の同意を必要とする。

6 活動期間及び活動内容

(1) 活動期間は次のとおりとする。ただし、活動業務によっては、次の日程によらず依頼をする場合がある。

- ① 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」競技別リハーサル大会
バレーボール 2019年9月22日（日）～23日（月）
- ② 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」
バレーボール 2020年10月4日（日）～7日（水）
バスケットボール 2020年10月8日（木）～12日（月）
- ③ その他、実行委員会が活動を必要とする期間

(2) 活動内容は、次のとおりとする。

項 目	内 容
受付・案内	選手・観客等の来場者受付、会場案内、資料配布等
会場サービス	休憩所でのドリンクサービス及び接待、弁当引換え・空き容器回収等
福祉・医療	手話通訳、介助・救護活動の補助等
記録・広報	記録写真・ビデオの撮影、国体啓発活動への協力等
環境美化	会場内及び周辺の美化・清掃、装飾物（看板・のぼり旗・プラランターなど）の維持管理

交通整理	会場及び駐車場の交通整理、シャトルバス乗降整理、来場者誘導等
その他	上記のほか、運営に必要な活動

7 募集方法

応募者は、登録申込書に必要事項を記入のうえ、実行委員会事務局まで持参、郵送、FAX又は実行委員会ホームページ並びにEメールにより申し込むものとする。

8 登録・取消し

- (1) 募集要件を満たした応募者を「燃ゆる感動かごしま国体いちき串木野市ボランティア会員」（以下「会員」という。）として登録する。
- (2) 本人又は団体の申出のほか、大会等のイメージを損なう行為などがあった場合は、登録を取り消すことがある。

9 活動日・活動場所の決定

会員の活動日・活動場所は、別途実施する希望調査を参考にし、実行委員会が決定する。

10 研修等

実行委員会は会員に対し、活動内容に応じて必要な研修会等を実施する。

11 報酬・交通費等

- (1) 研修会・活動に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 服飾等の識別用品及びボランティア活動従事日の昼食については、必要に応じて実行委員会が支給する。

12 保険

活動に当たり、実行委員会において「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。また、その他の活動における事故等については、実行委員会は責任を負わない。

13 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、大会等の運営又はその準備のためのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。ただし、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意した方の個人情報については、県実行委員会が募集する運営ボランティアの参考情報として提供することができる。

14 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。